

環境大臣
石 原 宏 高 様

横田基地に関する要望書

令和8年7月27日

瑞 穂 町
瑞穂町議会

横田基地に関する要望書

横田基地は、昭和15年、当時の軍部により強制的に用地を買収され、陸軍多摩飛行場として設置されました。戦後、接收され米軍基地となり、数次にわたる拡張がなされ、滑走路が瑞穂町の中心部をえぐるように伸びております。

このため町民は、常に航空機の騒音に悩まされ、いつ起こるとも知れぬ航空機事故に不安な日々を送ってまいりました。

また、令和5年7月には、横田基地内で過去に3件のPFOS等を含む泡消火薬剤の漏出が発生していたことが判明しました。さらに、同年11月に報道されたPFOS等漏出の有無の事実確認を明らかにするよう求めていましたが、令和7年4月に米国国防総省が発行した日本における有害廃棄物処理に関する監査報告書により、横田基地内におけるPFOS等およびPCBの保管・処置等に関する不適切な取扱いについての記事が公表されました。加えて、令和6年8月にPFOS等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報があり、多くの基地周辺住民が不安を抱いており、早急に払拭する必要があります。

町民がおかれている実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう要望いたします。

1 航空機騒音に係る環境基準達成について

貴職におかれましては、飛行直下に位置し、航空機騒音被害をより多く受けている当町の実情をご賢察の上、航空機騒音防止対策の推進についてご尽力いただき感謝申し上げます。

瑞穂町は、横田基地周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を行っております。

令和7年度の調査結果は別添のとおりです。

この調査結果によると、調査地点2地点のうち、滑走路の延長線上に位置している1地点で環境基準に適合しませんでした。この地点は調査

を開始した平成12年から適合しない状態が続いています。もう1地点においては、令和7年度の調査結果では、環境基準に適合しているものの、騒音の最大値は100dBを上回っています。

貴職におかれましては、航空機騒音に係る環境基準達成のため、より一層ご尽力くださいますようお願いいたします。

2 オスプレイによる低周波音の調査について

オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波に関する調査検討を引き続き実施し、さらには、オスプレイの低周波音に係る環境基準整備を要望します。

3 泡消火薬剤の漏出への対応について

令和6年8月にPFOS等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報がありました。

町民に大きな不安を与えている現状を鑑み、関係省庁と連携して万全な措置を講じるなど、より一層必要な対応をとることを要望します。

令和8年7月27日

東京都西多摩郡瑞穂町

瑞穂町長 山 崎 栄

瑞穂町議会

議 長 小 川 龍 美

瑞穂町議会基地対策特別委員会

委 員 長 原 隆 夫

別添

瑞穂町が町内 2 地点で行った固定調査の結果及び経年変化は表のとおりです。

- ・滑走路の延長線上の地点である箱根ヶ崎駅西地区において環境基準に適合しませんでした。この地点では調査開始の平成 12 年 4 月より環境基準に適合しない状態が続いています。
- ・飛行場の北東の地点である瑞穂町役場においては、主にヘリコプターの旋回訓練等の影響を把握するために平成 19 年 6 月より測定を開始したもので、測定開始から環境基準には適合しています。ただし、過去 5 年間に於いて騒音の最大値は 100 dB を上回っています。

表：瑞穂町内の固定調査地点別の W E C P N L ・ L d e n ・騒音発生回数・騒音最大値

地点名	類型	調査項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
箱根ヶ崎 駅西地区 ※みずほ リサイクル プラザ	I	W E C P N L (W)	75	81	77	76	
		※設置場所変更後				(84)	81
		L d e n	60	65	61	60	
		※設置場所変更後				(65)	64
		騒音発生回数(回/日)	34	36	31	30	31
		騒音最大値(dB)	110	115	114	121	121
町役場	II	W E C P N L (W)	64	69	65	66	65
		L d e n	50	56	51	52	50
		騒音発生回数(回/日)	9	11	9	9	7
		騒音最大値(dB)	102	104	103	108	102

- (注) 1 現行環境基準 (L d e n) は I 類型 (住居系地域) では 57 dB 以下、II 類型 (その他の地域) では 62 dB 以下である。
- 2 旧環境基準値は I 類型では 70 W E C P N L 以下、II 類型では 75 W E C P N L 以下である。
- 3 騒音発生回数は 70 dB 以上の航空機騒音が 5 秒以上継続した場合を 1 回とし、一日あたりの平均値 (回/日) で示した。

4 騒音最大値は調査期間内の最大騒音レベルである。

※ 箱根ヶ崎駅西地区における値は、令和6年12月13日以降、航空機器騒音測定器等の更新に伴い、設置場所を民家からみずほリサイクルプラザに変更している。